

議案第 53 号

基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について

基山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の旅費に関する条例（昭和40年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によつて生計を維持しているもの」を「職員と生計を一にするもの」に改め、同条第2項を削る。

第3条第2項第3号中「扶養親族」を「家族」に改める。

第6条中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、交通費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第12条及び第13条を次のように改める。

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 運賃
- （2） 急行料金
- （3） 寝台料金
- （4） 座席指定料金
- （5） 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第13条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

第15条から第18条までを次のように改める。

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当の額は、1夜当たり定額2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

(宿泊費)

第17条 宿泊費の額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する都道府県ごとの宿泊費基準額を上限とし、その定額の範囲内の実費額とす

る。この場合において、同表中「職務の級が10級以下の者」とあるのは、「職員」と読み替えるものとする。

(包括宿泊費)

第18条 包括宿泊費の額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額による。

第18条の2を削る。

第19条から第21条までを次のように改める。

(転居費)

第19条 転居費の額は、赴任に伴う住所又は居所の転居について、次の各号のいずれかの方法により算定した実費額による。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 職員又は家族がこの条例の規定によらず、赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第20条 着後滞在費の額は、赴任に伴う住所又は居所の転居について、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊手当及び宿泊費の額の合計額に相当する額による。

(家族移転費)

第21条 家族移転費の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際家族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子に移転する場合においては、家族

移転費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、前項の規定を適用する。

- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

第24条中「扶養親族」を「家族」に改める。

第25条中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）」に改める。

附則第1項の項番号を削り、附則第2項を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「。以下「給与条例」という。」を削る。

別表選挙管理委員会の項中「給与条例第5条に規定する別表の行政職給料表6級の職務にある」を「基山町職員の旅費に関する条例（昭和40年条例第2号）に規定する」に改め、同表中

「

消防団長	年額	202,500円	給与条例第5条に規定する別表の行政職給料表6級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額又は出動1回につき2,300円
消防副団長	年額	139,500円	
消防本部長	年額	71,700円	
消防部長	年額	48,400円	
消防部長補佐	年額	33,900円	
消防班長	年額	27,600円	
消防団員	年額	24,000円	
消防団員（支援団員）	年額	12,000円	給与条例第5条
教育委員会委員	月額	18,900円	

			に規定する別表の行政職給料表6級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額
--	--	--	--------------------------------------

を

消防団長	年額	202,500円	基山町職員の旅費に関する条例に規定する職員の受ける旅費に相当する額又は出動1回につき2,300円
消防副団長	年額	139,500円	
消防本部長	年額	71,700円	
消防部長	年額	48,400円	
消防部長補佐	年額	33,900円	
消防班長	年額	27,600円	
消防団員	年額	24,000円	
消防団員（支援団員）	年額	12,000円	基山町職員の旅費に関する条例に規定する職員の受ける旅費に相当する額
教育委員会委員	月額	18,900円	

に改める。

（基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項後段を削る。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正に伴い、旅費の支給費目の見直し及び実費弁償による支出を行うため、基山町職員の旅費に関する条例を改正する必要がある。

令和 7 年 12 月 12 日原案可 決